

○ 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成27年8月28日27経営第1335号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施要綱第3の1、第3の2の（2）及び（3）の事業に関する要件 ① （略）</p> <p>② 平成30年6月28日から7月8日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年7月14日政令第211号）で定める地区に限る。）から受けたもの<u>（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。）</u></p> <p>③・④ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 実施要綱第3の2の（1）の事業に関する要件 ①～④ （略）</p> <p>⑤ 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの<u>（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。）</u></p> <p>（削る）</p> <p>⑥ 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの<u>（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。）</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施要綱第3の1、第3の2の（2）及び（3）の事業に関する要件 ① （略）</p> <p>② 平成30年6月28日から7月8日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年7月14日政令第211号）で定める地区に限る。）から受けたもの</p> <p>③・④ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 実施要綱第3の2の（1）の事業に関する要件 ①～④ （略）</p> <p>⑤ 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</p> <p>⑥ <u>平成30年北海道胆振東部地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</u></p> <p>⑦ 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</p>

(削る)

⑦～⑨ (略)

⑧ 令和元年6月6日から7月24日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であつて、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

⑨～⑪ (略)

附 則 (令和2年3月31日元経営第3280号)  
この通知の改正は、令和2年4月1日から施行する。